

平成27年 2 月 19 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

議会改革検討委員会（第 2 期）
委員長 宍 戸 治 重

議会改革検討委員会（第 2 期）答申

平成25年 9 月 30 日付、25三議第647号により議長から諮問を受けた「議会改革の検討について」について、下記のとおり答申いたします。つきましては、実施に向けて引き続き協議・検討をお願いします。

なお、今回の答申は、平成26年 4 月 11 日付の中間答申以降の検討結果について報告するものであります。

記

1 委員会開会月日

- (1) 平成26年 4 月 25 日
- (2) 平成26年 5 月 9 日
- (3) 平成26年 5 月 21 日
- (4) 平成26年 6 月 6 日
- (5) 平成26年 7 月 28 日
- (6) 平成26年 8 月 22 日
- (7) 平成26年 9 月 29 日
- (8) 平成26年 10 月 23 日
- (9) 平成26年 11 月 14 日
- (10) 平成26年 12 月 18 日
- (11) 平成27年 1 月 22 日
- (12) 平成27年 2 月 12 日

2 追加答申する内容

三鷹市議会議会改革検討委員会（第 2 期）の検討項目中、「(3) 多様な市民のニーズを的確に把握し、その成果を踏まえ市民に情報発信する」「(4) 議会活動のあり方を検討する」ことに関し、議会改革検討委員会（第 2 期）におい

て、平成26年11月14日付「議会改革についての共同提案」の協議を踏まえて意見が一致した事項

(1) 予算・決算審査特別委員会の中継について

予算・決算審査特別委員会の中継について、引き続き検討すること。

(2) 政務活動費の活用について

政務活動費の活用については、これまで以上に政策提言等に資する調査・研究の運用法の議論を継続し、その内容や方向性について検討すること。

3 その他

各会派から提案された課題の検討結果及び「議会改革についての共同提案」について、別紙のとおり添付する。

〔付記〕 議会改革検討委員会（第2期）委員氏名

◎宍戸 治重	○寺井 均	緒方 一郎
土屋 健一	石原 恒	高谷真一郎
嶋崎 英治	後藤 貴光	石井 良司
栗原 健治	岩田 康男	

(◎は委員長、○は副委員長)

検討項目 (1) 議会の組織と運営のあり方を調査・検討する

(2) 市議会の権能を高め、政策形成・監視機能を強化する

(3) 多様な市民のニーズを的確に把握し、その成果を踏まえ市民に情報発信する

(4) 議会活動のあり方を検討する

(5) その他議会改革に必要な事項について検討する

項目番号	課題項目	提案理由(現状での問題点/達成によるメリット)	提案会派	選択者数	検討結果等
(1)	一日一常任委員会の開催	全ての委員会に市民が傍聴できる権利の確保 全ての委員会に委員でない議員が傍聴できる権利の確保	民主党	2人	※平成26年4月11日(中間答申) (1) 一日一常任委員会の開催 常任委員会については、原則3日間とし予備日を1日設け、都度の議会運営委員会で議案等の内容を精査した上で日程を決めること。 また、閉会中の常任委員会については、議案等審査のある委員会は可能な限り単独で行うこと。
(1)	一般質問の時間配分について	議会制民主主義を反映させるためや民意を正しく反映させるために、会派の構成人数を議会に公平に反映させる仕組みを構築する。会派の構成人数が増えると一人あたりの持ち時間が減る現行は公平性の観点から変えるべきであり、会派分の時間を廃止し、会派構成人数で按分する。また、質問・答弁を含んだ時間とする。	自由民主クラブ	2人	※平成26年8月22日(委員会開催時) 一致せず
(3)	議会報告会の開催	定例会終了後に市民へ向けた議会報告会を開催する事で市民の知る権利を確保するとともに、市民意見を積極的にとり入れる事で議会の議論を活性化させる。 そして、議事機関と執行機関が切磋琢磨出来る環境を市民の見える形で整える。	民主党	2人	※平成26年7月28日(委員会開催時) 一致せず
(3)	予決委員会中継、続いて常任委員会中継	市民への情報発信の拡大、スピード化	公明党	2人	※平成26年7月28日(委員会開催時) 一致せず
(2)	請願者の説明の機会の保障や参考人制度の活用	常任委員会の審査に積極的に市民や専門家、関係者の意見を取り入れ充実させる。	日本共産党	2人	※平成26年9月29日(委員会開催時) 一致せず
(1)	代表者会議のあり方について	現行では、全会派一致であるが、1会派の反対があると何も変えられない。会派構成人数を考慮した議論のあり方、結論の出し方についても検討する。	自由民主クラブ	2人	※平成26年10月23日(委員会開催時) 一致せず
(4)	政務活動費について	議員の議会報告・市政報告等にも使用できるように、会派支給から個人支給にする。	自由民主クラブ	2人	※平成26年12月18日(委員会開催時) 一致せず

項目番号	課題項目	提案理由(現状での問題点/達成によるメリット)	提案会派	選択者数	検討結果等
(1)	一日一常任委員会開催	各議員が各委員会を傍聴できる環境の整備	公明党	1人	
(1)	議会基本条例(案)について調査・検討をする	個別の検討課題についての改革から、総合的に議会改革を検討すべき時機に入った。全国の流れも制定する方向に大きく動いている。	にじ色のつばさ	1人	
(4)	議会基本条例の制定	議会と行政との関係、市民参加の制度化、議員の権能強化、政策形成・監視機能の強化など制度化する。	日本共産党	1人	
(1)	議会だよりについて	紙面の割り当てについては会派の構成人数を考慮すべきである。一般質問の文字数を会派構成人数で按分する。	自由民主クラブ	1人	
(1)	通年議会	緊急な召集の対応や先決事項を極力なくす	公明党	1人	
(1)	代表質疑の会派の持ち時間について	現行では一律往復60分であり、全会派の構成人数が考慮されていないため、会派構成人数で按分する。	自由民主クラブ	1人	
(3)	議会又は常任委員会で議会報告会を開催する	各議員や会派ごとには報告会をしているが、その人や会派の主張が中心になる。議会としての考えを知ってもらい、意見や要望を出してもらおう。全体として議会への理解と参加をえることになる。	日本共産党	1人	
(3)	議会報告会、市民の意見を聞く会、意見交換会を実施する	市民の理解を深め、ニーズがどこにあるか把握することができる。	にじ色のつばさ	1人	
(1)	一日一常任委員会の開催	複数の常任委員会が同一日に開催されることにより、市民の知る権利を奪っている。委員会外委員が傍聴できる。	にじ色のつばさ		
(1)	議会基本条例の検討	集積としての議会基本条例の制定の検討	公明党		
(1)	議員の定数と報酬について	議員定数の削減と議員報酬の改定について検討する。	自由民主クラブ		
(1)	定数削減	議員自ら身を切る姿勢を示す	公明党		
(1)	議会の通年開催化	長側の専決処分を避けることができる。案件に対して迅速に対応ができる。	にじ色のつばさ		
(1)	公聴会を開いたり、参考人を招致して議会審査を進める	専門的知見を持つ人の意見を聞くことにより、案件について、より理解を深める中で判断できる。	にじ色のつばさ		
(1)	会派幹事長の権限について	幹事長は会派の代表者であり、その権限を確立させる。代表者会議で結論の出た課題に対しては、別のところで再度議論する必要がなくなる。	自由民主クラブ		
(1)	全協等全員協議会や研究会の常設化	予算・議案・請願・勉強会等の情報提供と深化	公明党		

※ 各会派から提出された項目の中から優先度が高いと判断する項目を各委員が2項目ずつ選択し、選択された人数の多い項目から検討することとしたものである。(平成25年11月19日委員会時)

項目番号	課題項目	提案理由(現状での問題点/達成によるメリット)	提案会派	選択者数	検討結果等
(1)	予算・決算委員会での質問時間の配分	フリー質疑でなく各会派へ時間を配分する。	公明党		
(1)	議事進行のありかたについて	議事進権行使の分類整理	公明党		
(1)	災害時対応の進化について	近隣災害対応も含む今後の在り方検討	公明党		
(1)	全員協議会の公開化	市側の答弁でしばしば「全員協議会云々」があるため、公式の会議とし、市民の知る権利を保障し見える化する。	にじ色のつばさ		
(1)	委員外議員の発言の制度化	多様な意見により、合意形成が図れる。	にじ色のつばさ		
(1)	予算委員会、決算委員会の通年化	通年化することにより、案件に対して、柔軟かつ迅速に対応せざる。	にじ色のつばさ		
(1)	常任委員会での一般質問を可とする	長側の提案・報告に対しての質疑だけでなく、議員側から所管する案件について質問	にじ色のつばさ		
(2)	委員会などのインターネット中継	委員会や公聴会など傍聴できない市民に対して、公の議論についてインターネットを通して見聞してもらうことは、議会の公開性の観点からも必要不可欠である。	民主党		
(2)	議員間の討論を実施する	議員間の自由な討論を公開で行うことにより、案件についての相互理解を深め、合意形成を図ることにより、議会の総意として案件を判断することができる。議員提案の条例制定に有効である。	にじ色のつばさ		
(2)	各種行政委員会や団体等への議員派遣の見直し	議員参加の必要性や手当等について検討する	公明党		
(2)	会派の在り方の再検討	定義と運用上の範囲等の検討	公明党		
(2)	市議会ネットワークについて	議員に貸与されているパソコンの利用者権限を緩和し、議員控室のネットワークを開放することで、利便性が向上する。	自由民主クラブ		
(2)	3役立候補制度	立候補の決意、議会改革等の意見表明を明確にする	公明党		
(2)	本会議での理事者・教育長の反問権	質問主旨や誤認識等の確認等	公明党		
(2)	予算要望の前倒し	来年度の予算に反映するためできるだけ早期に提出	公明党		
(2)	決算における事業評価の点数制の導入	各事業における市民目線での評価の明確化	公明党		
(2)	選挙時費用の策定根拠の見直し	公費選挙費用の適正についての検討	公明党		
(2)	議員研修を頻繁に行う	議員の知識を高め、議員間の認識の共通化を図ることができる。	にじ色のつばさ		

※ 各会派から提出された項目の中から優先度が高いと判断する項目を各委員が2項目ずつ選択し、選択された人数の多い項目から検討することとしたものである。(平成25年11月19日委員会時)

項目番号	課題項目	提案理由(現状での問題点/達成によるメリット)	提案会派	選択者数	検討結果等
(3)	議会だよりに、議案についての討論を掲載する	議案について、なぜ反対なのか、賛成なのか市民に極力知ってもらい、市民の理解を深めるために議会だよりに討論を掲載する。	にじ色のつばさ		
(3)	議会だよりをA4版の冊子形式に改善する。	保存が容易であり、目次をつけることにより、利活用できる。全国のすう勢である。	にじ色のつばさ		
(3)	予算委員会、決算委員会など特別委員会を含む委員会及び全員協議会のユーストリーム中継などの実施。動画記録のオンデマンド配信の充実を図る	現行では本会議のみがインターネット中継(生・録画)をしているが、不十分である。そこで委員会中継を通じ議会がどのような活動をしているのか、市民がいつでもわかるようにするため。	にじ色のつばさ		
(3)	議会報告会の検討	インターネット活用や出前等の市民へのアピール方法の検討	公明党		
(3)	行政報告へのリクエスト受け入れ	行政報告に更なる市民のニーズを反映	公明党		
(4)	一日一常任委員会の開催	議員が他の常任委員会の傍聴の機会を保障する。市民についても全ての常任委員会傍聴を保障する。	日本共産党		
(4)	議員間討議の実施	議案に対し議員間で議論を深め、各会派の認識を共有する事で議会対行政の構図を明確にし、議会の権能を強化する。	民主党		
(4)	会派の拘束を緩和すること	議員間の自由な討論を保障するため	にじ色のつばさ		
(4)	政務活動費について	会派で独立した通帳を作り、利息もその他の収入として計上することで、公金としての位置づけを明確化する。	自由民主クラブ		
(4)	政務活動費について	ポイントカード等を会派で作成し利用することで、政務活動費を有効活用する。	自由民主クラブ		
(4)	任期内の海外視察復活	スマートエネルギー等の日本では確認できない先進事例の調査	公明党		
(4)	地方・都内・近郊「視察」費用の拡充	議員政務活動・調査の活性化	公明党		
(4)	議会選出監査委員への対応の整理	代表者会議での議論の整理	日本共産党		
(5)	予算・決算・議案・付託審査中(請願・陳情を含む)に直接触れる一般質問についての改正	市政に関する一般質問は、広義でみた場合、予算、決算に関わることとなる。予算、決算に直接触れるという定義が不明確であり意味をなさない。 市政に関する一般質問は、議員個人が公の場で理事者へ直接質問できる機会である。 年4回の定例会で自由に質問できる発言の機会を議員同士で遮ることは不合理である。	民主党		
(5)	法令等に特別の規定等のある場合を除き、執行機関の附属機関などの委員を辞退する	事前審査にならないようにするため	にじ色のつばさ		

※ 各会派から提出された項目の中から優先度が高いと判断する項目を各委員が2項目ずつ選択し、選択された人数の多い項目から検討することとしたものである。(平成25年11月19日委員会時)

項目番号	課題項目	提案理由(現状での問題点/達成によるメリット)	提案会派	選択者数	検討結果等
(5)	会派視察時の災害補償について	会派視察も公務であるとの認識に立ち、公務災害補償について検討する。	自由民主クラブ		
(5)	国旗・国歌への対応について	式典・行事等における国旗掲揚・国歌斉唱時は、起立するようにする。	自由民主クラブ		
(5)	議場への旗の掲揚について	議会旗を作成し、議場に国旗・市旗・議会旗を掲揚する。	自由民主クラブ		

※その他の課題項目(議長からの諮問事項)

「議会選出監査委員を初めとした行政委員会委員長等の出席要請のあり方」について

※平成26年2月18日(議長への報告事項)

議会選出監査委員を除く「行政委員会委員長等の出席要請のあり方」について確認された2点

(1) 予算・決算審査特別委員会における行政委員会委員長等に対する出席要請

現状、実質審査初日の2日前に行っていた事務調整を5日前(会期内第1回目の議会運営委員会開催日)から行うこととし、4日前(本会議第4日目、予算・決算審査特別委員会設置日)には出席要請を行うこととする。

(2) 行政委員会委員長等の議場等への出席義務

各行政委員会委員長等においては、地方自治法第121条第1項及び第2項に規定される議場への出席義務について確認願うとともに、議会もその趣旨を再認識した上で議案の審議(審査)等を深めるため、出席を要請するものとし、出席を求める当該議員(委員)のみならず、議長、各会派幹事長、議会運営委員長及び各委員長は、行政委員会委員長等に出席を求める合理性・必然性について配慮するものとする。

※平成26年12月18日(委員会開催時)

「議会選出監査委員の出席要請のあり方」について

一致せず

「議会選出監査委員の役割と一般質問のあり方」について

※平成26年12月18日(委員会開催時)

一致せず

※ 各会派から提出された項目の中から優先度が高いと判断する項目を各委員が2項目ずつ選択し、選択された人数の多い項目から検討することとしたものである。(平成25年11月19日委員会時)

議会改革についての共同提案

- 1－予算・決算審査特別委員会のユーチューブ又はユーストリーム中継については、今期中の実施も含めた試行を開始すること。
- 2－議会基本条例の制定については、自治基本条例との整合性や先行事例も調査しながら議論を開始し、その内容や方向性についての合意形成を目指すこと。
- 3－市民向けの議会報告会やテーマ別討論会については、その実施に向けた議論を継続し、その内容や方向性についての合意形成を目指すこと。
- 4－政務活動費の活用については、これまで以上に政策提言等に資する調査・研究の運用法の議論を継続し、その内容や方向性についての合意形成を目指すこと。
- 5－議会改革検討委員会については、その重要性と不断の協議の場としての位置づけから、常設の特別委員会として、設置に向けた議論を開始すること。

以上の内容につき、協議を継続し、今期中の実施及び来期への申し送り事項として答申されることを求めます

宍戸治重議会改革検討委員会委員長殿
寺井 均同副委員長殿

平成26年11月14日

議会改革検討委員会委員(順不同)

公明党	緒方一郎
民主党	高谷真一郎
	石原 恒
日本共産党	栗原健治
	岩田康男
にじ色のつばさ	嶋崎英治